

審議会運営上の申し合わせ（案）

1 審議会の公開及び傍聴時のルールについて

- (1) 録音、写真ビデオカメラ機能付き携帯電話等による撮影は原則できません。ただし、審議会の決により許可した場合はこの限りではありません。
- (2) 審議会の秩序を乱すなど議事を妨害した場合、会長は退席を命じることができることとします。

2 議事録について

- (1) 事務局は議事録をまとめるため、レコーダで録音します。
- (2) 委員の方に議事録（案）を送付し、確認をいただいた上で議事録を作成します。
- (3) 議事録はホームページで公開します。
- (4) 議事録の発言者氏名は原則として記載します。